

刊行にあたって

本書は、銀行業務検定試験「法務２級」に合格することを目的として編集された公式テキストです。

銀行業務検定試験「法務２級」は論述式の試験ですので、解答にあたっては、いかにわかりやすく的確に文章をまとめるかが問われます。そのためには、十分な法務知識を必要とすることはもちろんですが、過去の出題傾向に即した練習問題を何度も解き、実際に解答を書いてみるのが大切です。その際、出題の意図・ポイントを的確に把握したうえで文章をまとめる、そうした点に配慮して本書は構成されています。

金融機関の行職員にとって法務知識は日々の業務を遂行するうえで必要不可欠なものです。とくに顧客とのトラブルが生じた場合には、迅速・的確な対応が求められます。その裏付けとして、十分な法務知識を日頃より身に付け研鑽することが肝要です。そして、その習得度合いをはかるためにも銀行業務検定試験にチャレンジしてください。

実際の過去の問題と解答例・解説についても、『法務２級問題解説集』（銀行業務検定協会編）に最近10回分が収録されていますので、本書とあわせて有効に活用し、銀行業務検定試験・法務２級に合格され、よりいっそう日常業務に邁進されることを祈念して止みません。

2020年２月

経済法令研究会

目 次

- 1 本書の利用方法
- 2 記述式答案の書き方
- 3 答案の具体例(悪い例、良い例)
- ◆銀行業務検定試験「法務2級」出題項目
- ◆銀行業務検定試験「法務2級」出題範囲

預 金

1 預金の成立

- 1 振込金の誤入金と預金の成立2

2 預金の払戻しと銀行の免責

- 2 普通預金の払戻しと銀行の免責7
- 3 印鑑照合と銀行の注意義務.....13
- 4 盗難キャッシュカード・通帳による預金の払戻し.....17

3 相続預金の払戻し

- 5 相続預金の帰属.....23
- 6 相続預金の性質と払戻手続.....28
- 7 共同相続人の1人による取引経過の開示請求.....36

4 預金に対する差押え

- 8 預金に対する差押えの競合.....39
- 9 預金に対する差押・転付命令と陳述の催告.....44
- 10 自動継続定期預金に対する差押え.....49

5 公共料金の自動支払

- 11 預金者死亡後の公共料金の自動支払……………53

6 取引時確認

- 12 銀行取引と本人特定事項の確認……………56

手形・小切手

1 手形の支払

- 1 手形の支払呈示期間……………66
- 2 手形要件を欠く手形の効力……………71
- 3 自己取引手形の支払……………79
- 4 代表者の死亡と生前振出手形の効力……………84
- 5 手形の善意取得……………88

2 小切手の支払

- 6 先日付小切手の振出日前呈示……………92
- 7 線引小切手の現払い……………95
- 8 小切手の支払委託の取消し ……100
- 9 自己宛小切手（預手）の事故届 ……103

3 裏 書

- 10 裏書の連続 ……108

4 手形抗弁

- 11 融通手形の抗弁 ……112

5 偽造・変造

- 12 偽造手形と手形当事者の責任 ……117

6 当座勘定取引契約

- 13 当座開設時の注意義務122
- 14 当座勘定取引契約の解約126

7 手形交換

- 15 他店券の見込払い131
- 16 小切手の依頼返却136
- 17 不渡異議申立提供金の返還139
- 18 不渡異議申立預託金に対する差押え144
- 19 破産法の保全処分と振出手形の支払149

8 電子記録債権法

- 20 電子記録債権151

融 資

1 手形貸付・手形割引

- 1 根抵当権確定後の手形の書替え158
- 2 手形割引と手形当事者に対する権利164
- 3 偽造手形の割引169

2 債権質

- 4 債権質の効力要件174

3 保証・連帯保証

- 5 連帯保証人に対する請求と抗弁178
- 6 根保証の成立要件185
- 7 会社と取締役間の利益相反行為190
- 8 信用保証協会保証と免責194

4 相 殺

- 9 相殺通知の相手方199
- 10 担保預金に対する差押えと相殺の対抗力202
- 11 相殺と払戻充当208
- 12 不渡異議申立預託金に対する差押えと相殺212
- 13 連帯保証人の預金に対する差押えと相殺217

5 代理受領

- 14 代理受領の効力221

6 債務引受

- 15 相続債務の引受226

7 債権譲渡・動産譲渡担保

- 16 集合動産担保233
- 17 債権譲渡の対抗要件237

8 第三者弁済・代位弁済

- 18 利害関係のない者からの弁済の申出245
- 19 代位弁済と担保権248

9 連帯債務

- 20 連帯債務の効力253

10 時 効

- 21 時効の更新と完成猶予259

11 根抵当権

- 22 根抵当権の被担保債権の範囲270

23	共同根抵当権の設定	274
24	根抵当権の全部譲渡	277
25	根抵当債務者の死亡	281
26	根抵当債務者の合併	285
27	根抵当債務者の法人成り	290
28	根抵当権の元本の確定	294
12	借地上建物の担保取得	
29	根抵当権設定者の地代不払い	300
13	抵当権の実行	
30	担保不動産収益執行	307
31	抵当権消滅請求	311
32	抵当権設定後の賃貸借	315
14	法定地上権・一括競売	
33	抵当土地上の建物新築	318
34	抵当権設定後の事情と法定地上権の成否	323
15	物上代位	
35	物上代位に基づく差押えの効力	331
16	不動産競売における保全処分・妨害排除請求	
36	保全処分命令の要件緩和	336
17	破産手続	
37	融資先の破産と相殺	343
38	融資先の破産と保証債権	348
39	融資先の破産と手形の留置	351

40	融資先の破産と抵当権実行	356
41	支払不能後の担保取得と否認	359

18 民事再生手続

42	民事再生計画の保証人等に対する効力	363
43	民事再生手続と相殺	367
44	民事再生手続と抵当権	371
45	給与所得者等再生手続の開始要件	374

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.khk.co.jp/>）に掲載いたします。

（ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌TOP](#) の下部の [追補・正誤表](#)）

1

預金の成立

出題【19年6月・問5／18年6月・問1】

1 振込金の誤入金と預金の成立

基本問題

甲銀行X支店は、取引先Aから乙銀行Y支店の取引先Bの普通預金口座に振込を依頼されたところ、乙銀行Y支店は同姓同名の取引先Cの普通預金口座に振込金を入金記帳し、その旨をCに通知した。

この場合の法律関係について、次のうち正しいものを指摘し、それぞれの正否の理由を述べてください。

- (1) Y支店がCの預金口座に振込金を入金記帳し、その旨をCに通知した以上Cの預金となる。
- (2) 入金的前提となるCを受取人とする振込が法的に存在しなかったものであるから、Cの口座に入金記帳されてもCの預金とはならない。
- (3) 普通預金規定によれば、為替による振込金も受け入れる旨の特約がなされているので、誤入金であってもCの預金となる。

本問のポイント

・被仕向銀行の誤入金と預金債権の成立

問題理解と解答作成ポイント

本問は、被仕向銀行が受取人の預金口座への振込金の入金処理に際して、誤って別人の預金口座に入金してしまった場合の預金債権の成否について理解を求めるのが出題のねらいである。

本問のポイントの第1は、Cの預金口座に振込金を入金記帳し、その旨をCに通知したからといってCの預金になるいわれはないという点である。Cの預金とすべき法的原因・根拠が存在しないからである。

第2に、普通預金規定には為替による振込金も預金として受け入れる旨を規定しているが、それはCが正当な受取人である場合のことであって、誤入金による振込金についてまで預金として受け入れる趣旨のものではない。事務的には、いったんCの口座に入金記帳しCに通知した以上、Cの同意を得ないと取消しできないのではないかと危惧があるかもしれないが、そもそもCに対する振込そのものが存在しないのであるから、法的にCの預金となるわけがない。振込はなされたが原因関係が存在しない場合（平成8年の最高裁判例）と明確に区別する必要がある。

★関連事項

仕向銀行

送金においては資金を送付する側の銀行、代金取立においては取立手形を依頼送付する銀行をいう。

被仕向銀行

送金においては仕向銀行から資金の送付を受ける側の銀行、代金取立においては仕向銀行から取立の依頼を受けた側の銀行をいう。

《関連判例》

- 振込依頼人と受取人との間に振込の原因となる法律関係が存在しない場合における振込にかかる普通預金契約の成否（最判平成8・4・26金融・商事判例995号3頁）

「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、両者の間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立する」

- 誤振込と知りながら預金の払戻しを受けた受取人の刑事責任（最判平

4 1 預金の成立

成15・3・12金融法務事情1336号12頁)

「誤振込があったことを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求し、錯誤に陥った銀行窓口係員から払戻しを受けた場合には、詐欺罪が成立する」

- 原因関係が存在しない振込みに係る預金の払戻請求と権利濫用（最判平成20・10・10金融・商事判例1308号60頁）

「振込依頼人と受取人との間に振込の原因となる法律関係が存在しない場合において、受取人が当該振込にかかる預金の払戻しを請求することは、詐欺罪等の犯行の一部を成す場合など、著しく正義に反するような特段の事情があるときは権利の濫用にあたる場合があるとしても、受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負担しているというだけでは、権利の濫用にあたるということとはできない」

【基本問題解答例】

択一解答 (2)

振込金による預金債権は、仕向銀行からの振込通知に基づき被仕向銀行が受取人の預金口座に入金することによって成立する。しかし、被仕向銀行の過誤により正当な受取人以外の者の口座に入金記帳されたときは、被仕向銀行が誤入金先に入金の旨を通知したとしても、その者に対する振込関係が存在しないから預金債権を取得することにはならない。したがって、(1)は誤りである。

次に、普通預金規定2条1項は、為替による振込金をその預金口座に受け入れる旨を規定しているが、これは取引先への振込が真正であることが前提とされ、誤入金についてまで預金債権の成立を認めるものではない。つまり、Cの預金債権とすべき法的原因は存在しない。したがって、(3)も誤りである。

前記のとおり、乙銀行Y支店とCとの間には振込自体が存在しなかった

のであるから、Cの預金債権となるいわれはない。したがって、(2)が正解となる。

応用問題

甲銀行X支店の取引先Aは、乙銀行Y支店にある「B社」の普通預金口座宛てに振込依頼をしようとして、誤って取引先名簿の隣の欄に記載されていた乙銀行Y支店にある「C社」の社名等と普通預金口座を受取人欄に記載して振込手続を行い、振込金は「C社」の普通預金口座に入金記帳された。

この場合の法律関係について、次のうち正しいものを指摘し、それぞれの正否の理由を述べてください。

- (1) 振込依頼人Aの指示したとおりの口座に入金されている以上、AとC社との間の振込の原因となる法律関係の存否にかかわらずC社の預金が成立する。
- (2) Aの内心の効果意思と表示された内容が一致しないから、この振込みは錯誤により取り消され、C社の預金は成立しない。
- (3) 甲銀行X支店とC社との間に、振込金をC社の預金とすべき預金契約は存在しないから、C社について預金は成立しない。

基本問題との相違点

- ・振込における原因関係の存否と預金の成立

【応用問題解答例】

択一解答 (1)

振込依頼人AとC社との間に振込の原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、C社と乙銀行Y支店との間に振込金相当額の普通預金契